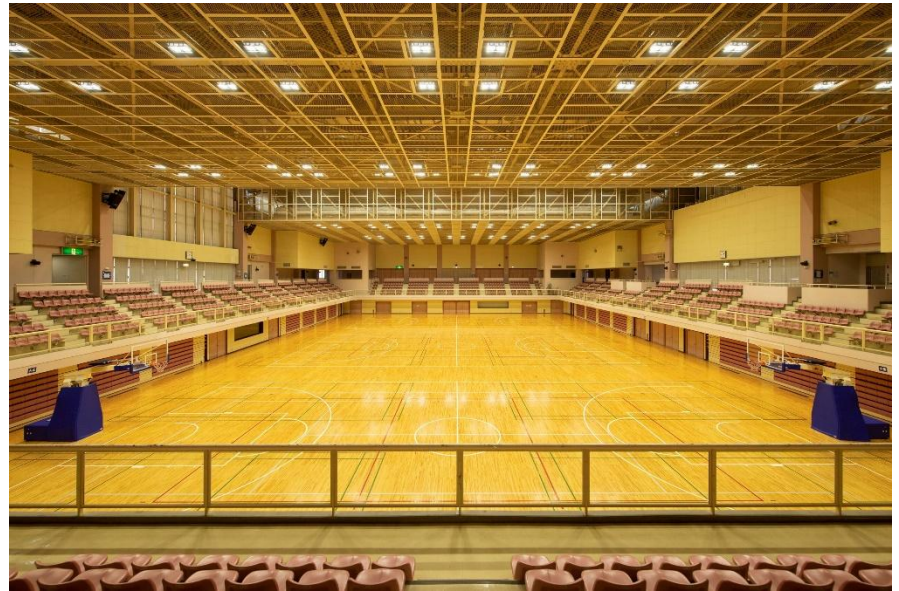


ひたちなか市総合運動公園 総合体育館ご利用案内



■開設期間 通年

■営業時間 9:00～21:00

■定休日

毎週月曜日

(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日)

年末年始(12月29日～1月3日)

■ご予約について

専用利用:使用日の1か月前から7日前まで(WEB予約・電話予約)

個人利用:使用日の6日前から前日まで(電話予約のみ)

個人利用は2時間の利用となります。(窓口受付は使用時間の10分前から)

■使用時間【専用使用の場合】

午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00
---------------	----------------	----------------

※午前午後夜間の3区分において使用時間が2区分以上に渡る場合は区分間の時間も続けて利用できます。

■使用時間【個人使用の場合】

9:00～11:00	10:00～12:00	11:00～13:00	12:00～14:00
13:00～15:00	14:00～16:00	15:00～17:00	16:00～18:00
17:00～19:00	18:00～20:00	19:00～21:00	

※時間延長はできません。大会等によりご利用になれない場合があります。

■使用料金 使用許可時に納入してください。

■還付について 一旦納めて頂いた使用料は還付いたしません。

但し、使用7日前までの利用取消しの場合は使用料を還付いたしますので、印鑑をご持参のうえ総合体育館で手続をして下さい。

ひたちなか市総合運動公園 総合体育館料金表

メインアリーナ・サブアリーナ・武道場・弓道場・会議室等使用料

■専用使用の場合(単位:円)※令和 8 年 10 月 1 日現在

使用区分				金額			
				午前	午後	夜間	延長 1H
メインアリーナ	アマチュアスポーツ使用	入場料徴収しない		7,370	9,820	7,370	2,460
		入場料徴収する		22,110	29,460	22,110	7,380
	その他催し物使用	入 場 料 徴 収 しない	非営利	22,110	29,460	22,110	7,380
			営利目的	73,700	98,200	73,700	24,600
		入場料徴収する		221,100	294,600	221,100	73,800
サブアリーナ	アマチュアスポーツ使用	入場料徴収しない		3,540	4,710	3,540	1,180
		入場料徴収する		10,620	14,130	10,620	3,540
	その他催し物使用	入 場 料 徴 収 しない	非営利	10,620	14,130	10,620	3,540
			営利目的	35,400	47,100	35,400	11,800
		入場料徴収する		106,200	141,300	106,200	35,400
武道場	アマチュアスポーツ使用			1 時間		2,360	
弓道場	アマチュアスポーツ使用					1,180	
会議室	アマチュアスポーツ使用	入場料徴収しない				350	
		入場料徴収する				1,050	
	その他催し物使用	入場料徴収しない				700	
		入場料徴収する				3,130	
ミーティング ルーム	アマチュアスポーツ使用	入場料徴収しない				350	
		入場料徴収する				1,050	
	その他催し物使用	入場料徴収しない				700	
		入場料徴収する				3,130	
更衣室(シャワー利用含む)		入場料徴収しない				350	
		入場料徴収する				700	
エントランスプラザ等		展示等に使用		1 日		1 m ² 1,180	

■備考

■午前:午前9時～12時まで 午後:午後1時～5時まで 夜間:午後6時～9時までになります。

■メインアリーナにおいて1／3面又は2／3面を使用する場合は、それぞれ規定料金の1／3又は2／3の額になります。
10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

■サブアリーナ及び武道場において1／2面を使用する場合は、それぞれ規定料金の5割の額になります。
10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

■高校生以下又は65歳以上の方が使用する場合は、規定料金の5割の額になります。

■その他の催物に使用する場合を除き、市内居住者又は市内に勤務する以外の方の使用にあっては、
規定料金の1.5倍になります。10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。(※)

■延長時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなします。

■準備のために使用する場合は、規定料金の5割の額になります。10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

■エントランスプラザ等の使用は10日を限度とし、それを超えるときは、新たに許可を得るものとする。

■個人使用の場合(単位:円)※令和 8 年 10 月 1 日現在

施設名	使用者区分	使用区分	金額	摘要
メインアリーナ サブアリーナ 武道場・弓道場	一般	1回2時間	350	※トレーニング室の利用は 高校生以上とする。
	高校生以下・65歳以上		170	
トレーニング室	高校生以上	1回1時間	240	
			回数券 11回 2,400	

■備考

■市内居住者又は市内に勤務する以外の方の使用にあっては、規定料金の1.5倍の額になります。(※)

照明設備使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

施設	使用単位		金額	
			営利を目的としない	営利を目的とする
メインアリーナ	1時間	全 灯	3,540	5,280
		2/3 灯	2,360	3,520
		1/3 灯	1,180	1,760
サブアリーナ	1時間	全 灯	2,360	3,520
		2/3 灯	1,180	1,760
		1/3 灯	590	880
武道場	1時間		130	—
弓道場	1時間		130	—

■備考

■市内居住者又は市内に勤務する以外の方の使用にあっては、規定料金の1.5倍の額になります。

10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。(※)

■準備のために使用する場合は、規定料金の5割の額となります。10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

■メインアリーナにおいて1／3面又は2／3面を使用する場合は、それぞれ規定料金の1／3又は2／3の額になります。

10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

■サブアリーナ及び武道場において1／2面を使用する場合は、それぞれ規定料金の5割の額になります。

10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

冷暖房使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

施設	使用単位	金額	
		営利を目的としない	営利を目的とする
メインアリーナ	1 室 1 時間	20,950	31,420
サブアリーナ		5,240	7,860
武道場		310	—
会議室		270	400
ミーティングルーム		270	400

■備考

■市内居住者又は市内に勤務する以外の方の使用にあっては、規定料金の1.5倍の額になります。(※)

■準備のために使用する場合は、規定料金の5割の額となります。10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

付属設備及び備品類の使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

品名	使用単位	金額	
		アマチュアスポーツ使用	その他の催し物
放送設備A(メインアリーナ)	1式	1,180	2,360
放送設備B(サブアリーナ他)	1式	950	1,900
電光得点表示装置	1式	590	1,180
移動観覧席	全席	14,080	28,160
フロアシート 1.1m×20.0m	1 枚	250	500
看板・横断幕・懸垂幕 (営利目的の催物を行う際の一時的な広告物)	1 m ²	1,180	2,360
持込み電気器具	1 台	130	260

■備考

■その他の催物に使用する場合を除き, 市内居住者又は市内に勤務する以外の方の使用にあつては, 規定料金の1.5倍の額になります。(※)

■移動観覧席1／4, 2／4又は3／4使用の場合, 使用料金にそれぞれの割合を乗じた額となります。

※市と公の施設の広域利用に関する協定を締結している次に掲げる市町村に居住する者が, 自己の余暇活動のために使用する場合にあつては, 市内居住者及び市内に勤務する者の規定する料金と同額になります。

水戸市 笠間市 茨城町 城里町 大洗町 東海村 那珂市 小美玉市